

習志野市ごみ集積所の設置等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年規則第13号)第2条の2の規定に基づき、ごみ集積所の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は習志野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年条例第26号)の例による。

(ごみ集積所の設置等の届出)

第3条 ごみ集積所を設置しようとする者は、当該ごみ集積所の区域の住民その他関係者との協議を経て、ごみ集積所設置等届(別記様式)により市長に届け出なければならない。既に設置しているごみ集積所を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 前項の規定による届出に当たっては、事前に市長との協議を行わなければならない。

(ごみ集積所の設置基準)

第4条 ごみ集積所の設置は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、地域の状況等により、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) ごみ集積所は、概ね20世帯の一般住宅を構成する地域に1箇所とすること。ただし、集合住宅にあっては、概ね1棟に1箇所とすること。
- (2) ごみ集積所の規模は、利用世帯数に0.12平方メートルを乗じて得た面積を基本とする。ただし、算定して得た面積が、1.5平方メートル以下の場合は、1.5平方メートル以上とすること。

- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係する法令に抵触しない場所であること。
- (4) 収集作業における安全性及び効率性に支障がない場所であること。
- (5) 公道に面している場所であること。
- (6) 設置後1年間は移動しないこと。

(ごみの収集)

第5条 市長は、ごみ集積所のごみを別に定める期日に収集するものとする。

(ごみ集積所の管理)

第6条 ごみ集積所の管理は、第3条の規定により届け出た者及び当該ごみ集積所の利用者(以下「利用者等」という。)が共同して、自らの責任の下に行うものとする。

(ごみ集積所の利用)

第7条 ごみ集積所の利用者は、その利用に当たっては、本市が指定する方法に従ってごみを分別し、かつ、指定された日の夜明けから午前8時までの間に指定された方法で排出しなければならない。

2 市長は、前項に違反してごみを排出していると認められる場合は、当該ごみを収集しないことができる。

(清潔の保持)

第8条 利用者等は、ごみ集積所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

(市長による指導等)

第9条 市長は、必要に応じ、利用者等に対し、ごみ集積所の管理や利用について指導等を行うことができる。

2 市長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

(寄附等)

第10条 市は、ごみ集積所の寄附又は贈与の申出を受けないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に設置されているごみ集積所は、この要綱の規定により設置されたごみ集積所とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。